

令和8年 第8回 高鍋町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年8月28日（金）午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番	長友 和也	2番	坂元 洋子	3番	上野 光正
5番	永友 薫	6番	大脇 幸広	7番	宮越 美秋
会長	幸妻 正浩				

農地利用最適化推進委員

1番	奥村 通晃	2番	久保田 伸博	3番	加藤 重利
5番	沖田 和也	6番	山本 浩司	7番	小原 拓也
8番	野口 恵亮				

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定（別記のとおり）
- 第3 諸報告
- 第4 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第36号 農用地利用集積等促進計画の承認について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 金城 朋子
係 長 吉田 竜人 主任主事 出口 友紀

（開会14時00分）

〔事務局〕

それでは、定刻になりました。

今回は、事業説明の関係上、議案の4条と5条の順序が逆になっております。

では、会議の進行を幸妻会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

はい。ただいまから、令和8年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際には申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番、上野光正委員、5番、永友薫委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の吉田竜人係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日8月28日、金曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。

2ページを御覧ください。

まず、8月の業務報告について、でございます。

4日に「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会 臨時総会」が開催され、木城町農業委員会の会長の久保会長が、西都児湯の連絡協議会の会長になりました。同じく、都農町農業委員会の土工会長が、副会長に決まっております。

5日に「高鍋町議会 臨時会」が開催されております。

同じく5日に「農業者年金加入推進特別研修会」が開催されております。

18日から19日まで「新任係長研修」が開催され、吉田係長が参加しております。

同じく18日、「高鍋町農業再生協議会 幹事会」が開催されております。

19日、「児湯管内総合農政推進協議会 幹事会」が開催されております。

20日になります。「新任農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会」が開催されました。

同じく20日に「宮崎県防衛協会高鍋町支部 定期総会」が開催されました。

21日になります。「西都児湯市町村農業委員会事務局職員意見交換会及び交流会」を開催しております。

25日に「みやざき農業委員会女性ネットワーク総会及び研修会」が開催されております。

本日になりますけど28日、「高鍋町畜魂慰霊式」が朝9時から行われ、会長が出席をしております。

8月の総会関係です。

20日に現地調査を行いまして、本日28日が総会となっております。

本日の総会終了後には、宮崎県農業振興公社によります、「農地売買等事業の説明」を行いますので、よろしくお願いします。

続きまして、9月の業務計画になります。

2ページの下の方になりますけど、毎年9月に行っております、農地法第30条の規定に基づく「農地利用状況調査」につきましては、記載をしているとおりで計画をしております。

1日から4日に実施することとしております。

御自分の担当される地区の日程で、その日がどうしても都合が悪いという方は、日程調整をしますので、もう1人の担当委員の方と相談の上、事務局に申し出てください。

御自分たちで交代ということがないようにお願いします。

3日から18日までの予定で、「高鍋町議会 定例会」が開催されます。

今回の議会で、一般質問は出ておりません。

15日に「常設審議委員会」が行われます。

本日の案件の5条と4条の案件が絡むので、県の本課での協議になります。

9月の総会関係でございますが、18日が現地調査、29日が総会を行うこととなっております。

連休が入る関係で9月の日程は、総会、現地調査と違いますので、気を付けておいてください。

総会終了後には、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されます。

認定農業者の審査会ということになります。よろしくお願いします。

業務報告と計画については、以上でございます。

すみません。付け加えて、農地利用状況調査について、2ページの一番下に区域ごとに書いております。

委員さんと推進委員さんでペアになって担当区域を持ってらっしゃると思うのですが、年に1回、事務局と農地相談員の金森氏と一緒に担当区域を回りまして、今回、初めての方もいらっしゃいますので、御自分の担当区域、この辺の区域だなという確認とともに、区域の農地の状況と一緒に見て回ります。

例えば、もう何年も遊休農地とか耕作されていない農地とかについて、今後、非農地判断をしたり、次の段階に移っていくための大事な調査となります。

それぞれこちらで、担当ごとに日時を決めさせていただいております。

ここで変更が申し出ているところがありまして、3日、木曜日の区域⑥のところ、宮越委員と山本推進委員のところ、永友薫委員と沖田推進委員になるとお聞きしており、入れ替わると聞いていますが、4人さん大丈夫でしょうか。

4日、金曜日の午後が、宮越委員と山本推進委員の区域⑥になりますということで、今のところ聞いております。

それ以外で、都合が悪いというときには、私まで御連絡ください。

午前と午後に分かれておりまして、午後は1時半から午前の部が9時から開始したいと思いますので、それぞれ御自分の日程のときには、農業委員会事務局に一度お集まりいただければと思います。

予定としましては、2時間程度の時間を考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

調査で回られるときに、いつも事前に自分の担当地域で、無断転用とかを出してくれとお願いするのですが、ほとんど出てきません。

気付いている分があったら、その時に言っていただけると、後の事務局から巡視に指導するのに繋がるので、また教えていただけるといいかなと思います。

勝手に駐車場にしているところなどあります。特に町場に多いようです。

タブレット等見ながらでもされるか、もしかしてと思ったら事務局に言っていただければ確認ができるので、教えていただけると助かります。

続いて、県進達経過報告です。

令和8年6月29日、農業委員会総会承認分です。

農地法第5条申請、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの住宅敷地の件は、令和8年7月28日付で許可となっています。

続いて、令和8年7月28日、農業委員会総会承認分です。

農地法第5条申請、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅敷地の件は、令和8年8月17日付で許可となっています。以上です。

はい。4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 ほか1筆 1, 238㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番

田 ほか2筆 4, 120㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

続きまして、5ページになります。

「農地法第18条の規定による通知について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田

貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

借受人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田

貸付人 〇〇〇〇

借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 畑 ほか4筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 畑 ほか4筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 畑
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 ほか14筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 ほか14筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから7ページ及び追加資料分の説明がございました。

御意見、御質問はございませんか。

[7 番]

はい。

[議長]

はい。 7 番。

[7 番]

はい。 7 番。諸報告の業務報告についてなのですが、5 日の農業者年金加入推進特別研修会が毎年この時期にあるのですけども、私も 10 年間と長い間勤めているのですけど、いつも同じような研修で、この時期に忙しい方もいらっしゃるのに、強制ではないのですけれども、全員参加しなければいけないというところが微妙なのかなという感じもあり、私が何年も出ているからそう思うのかもしれませんが。

他の市町村を言うのもなんですけども、全然参加していないような町とかもあり、こういった研修に関しては、自分たちも農業委員、推進委員やっているので、研修があれば、本当は参加しなければいけないのですが、忙しい方は来なくてもいいという流れにはなっているのですけども、なかなかそこら辺が、やっぱり全員参加というレッテルとかそういった感じがつくと、忙しくても参加しなければいけないのではという気持ちになっている方も多いのではないかなと思ひまして。

自分の考えなのですが、3 年間あるので、農業委員、推進委員合わせて 14 人いるのですけども、事務局を含めた中で半割りとか、例えば農業委員を何名、推進委員は何名とか、それぞれ考え方があるかと思ひますけども、自分としてはそういったやり方でもいいのではないかと思ひております。

皆さんの御意見も聞きながら、もしよければ、そういったところを煮詰めてもらおうとありがたいと思ひております。以上です。

[事務局]

諸報告の分としては行事の経過という報告になるので、この場で協議はしませんが、今日の議案が終わった後で担当者含めて話をして、今後どうするか検討をしたいと思ひます。

[議長]

はい。ほかに質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。8ページをお開きください。

「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 その他の使用収益権

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 計3, 129㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当になりますので、この場から説明させていただきます。

この案件は、公社から〇〇〇〇さんということになっておりますが、先月の議案の中で承認された案件でございます。

〇〇さんから、公社の売買は先月に承認されたと思いますが、今月は公社から〇〇〇〇さんへの使用収益権の設定を行う案件でございます。

場所は、〇〇の〇〇ということで、〇〇から南西に350mぐらい行ったところ です。

〇〇〇〇さんの使用収益権設定の期間は、令和8年9月24日から令和10年12月10日の2年3か月となっております。

公社への支払い額は〇〇〇〇円、購入価格は〇〇〇〇円と諸経費が〇〇〇〇円になります。

〇〇〇〇さんは、麦や稲を生産する認定農業者でございます。以上です。

推進委員から補足することがありましたら、お願いいたします。

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。補足することはありません。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いいたします。

[事務局]

はい。12ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

はい。挙手全員ということで、よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次の議案第34号及び議案第35号につきましては、申請者が加藤重利推進委員の同居の親族に関する案件であります。

高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、加藤重利推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

加藤重利推進委員は、退室をお願いいたします。

【加藤重利推進委員 退室】

日程番号5、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。13ページを御覧ください。

議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* ほか11筆
登記地目 畑 現況地目 畑 合計面積18,866.47㎡
譲渡人 〇〇〇〇
〇〇〇〇
譲受人 〇〇〇〇
転用目的は、〇〇建設のためです。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[1番]

議案第34号の5条申請について、説明させていただきます。

申請地につきましては、〇〇から〇〇に上がって行って、〇〇を過ぎてすぐ左折して200mほど行ったところです。

議案書の15ページを見ていただくと、〇〇からすぐ入ったところの畑、一体になります。

18ページを御覧いただくと分かりやすいかと思うのですが、18ページの赤斜線の部分、****番*と****番*の2筆、8,788㎡が〇〇〇〇さんから〇〇〇〇へ、****番*ほか3筆については、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への所有権移転でございます。

関連の19ページも一体的に利用の形になりますけれども、次の20ページを見てもらったほうが早いかと思います。

今、説明しました農地の位置につきましては、先ほど事務局からありましたように、〇〇の建設ということで伺っております。

〇〇の規模につきましては、〇〇〇〇を収容する〇〇建設ということです。

計画では敷地内に降った雨水については、既存の排水路へ放流することで、一ツ瀬川土地改良区と協議済みということでした。

また、畜舎の洗浄水については、三連分離槽で固形物を沈殿させ、上澄み液は農場内の洗浄水上澄浸透槽で地下浸透、管理棟の排水については、合併浄化槽から高鍋町管理の排水路へ放流するとのことでした。

三連分離槽の浸透池の規模につきましては、基準に基づき計算された規模になっているとお話を伺っております。

〇〇建設に伴います全体事業につきましては、〇〇〇〇円ということで、県畜産クラスター事業補助金、それと農業経営基盤強化資金等を使用して今回事業化をされるということでした。

現地を確認しましたところ、〇〇〇〇さんのところは〇〇が植えてありまして、〇〇〇〇さんのところにつきましては、飼料用作物が植えてある状況でし

た。

また、東側に農地がありますけども、この敷地よりも高くなっておりますので、畜舎用地から水が流れ込むなどの状況はありませんでした。

また、〇〇建設については、近隣住民への説明会を行った後〇〇地区自治会長より同意を受けているという形で報告を受けております。私からは以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。補足いたします。

申請地は、農振地区域内の農用地ではありますが、令和8年8月7日付で農業振興地域の農用地利用計画における用途も、畑から施設用地に変更する11条公告がなされております。

本件につきましては、14ページから19ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

20ページは配置図です。

21ページから30ページに、施設の平面図、立面図を掲載しております。

19ページを御覧ください。

ページ中央、青色で囲っている農地につきましては、今回の事業用地に含まれておりますが、事業計画者の所有地であるため、この後、議題とする4条申請の申請地となっております。

雨水、汚水の処理につきましては、長友委員の御説明のとおりです。

事業費につきましては長友委員の御説明のとおりですが、国庫補助金の内報、日本政策金融公庫の経営改善資金計画書、宮崎県農業協同組合の融資予約証明、譲受人の預金通帳それぞれの写しが申請書に添付されておまして、資金面で問題がないことを確認済みです。

申請地は、埋蔵文化財の包蔵地に該当しておりません。

一ツ瀬川土地改良区の受益地であったため、事業実施における条件を付した意見書が発出されております。

高鍋町景観条例については、高鍋町建設管理課に届け出済みとのことです。

事業実施にあたり、申請地の造成を行いますが、盛土規制法については事前相談を行っており、届出書の提出のみで許可申請は行わなくてよいとの返答を受けているとのことです。事務局からの補足は以上です。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

はい。挙手全員。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 35 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。31 ページをお開きください。

議案第 35 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」です。

農地の所在 大字○○字○○****番*

登記地目 畑 現況地目 畑 面積 85 m²

申請人 ○○○○

転用目的は、○○建設のためです。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

1 番。議案第 35 号、4 条申請について御説明させていただきます。

申請地につきましては、先ほど議案第 34 号で御説明した場所と同じ場所になります。

資料の 37 ページ、先ほどの 19 ページと同じ図面になっておりますけども、青色で着色されている部分が申請地でございます。

地番は****番*、85 m²が 4 条申請の農地となります。

事業的には、先ほどの議案第 34 号と内容は同じですが、昔おそらく水路であったと思われます。

ここは農地保全事業での小水路があったところで、その後 10 年以上経過しておりますので、小水路についての転用が認められて、現在○○○○さんの所

有地となっているかと思っております。

ほか、事業計画等につきましては、先ほど説明しておりますので省略させていただきます。以上です。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

〔事務局〕

はい。補足いたします。

申請地は、令和８年８月７日付で、農業振興地域の農用地利用計画に施設用地として編入する１１条公告がなされております。

雨水、汚水の処理、公害防止協定、事業費、事業実施にあたり必要な届け出等につきましては、長友委員の御説明のとおり、先の議案第３４号で御説明したとおりです。以上です。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

加藤重利推進委員は、席へお戻りください。

【加藤重利推進委員 入室】

日程番号７、議案第３６号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

賃貸借権設定です。

１番から１５番まで１５件の案件について、順次、説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に一括して採決することといたします。

１番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。49ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 計3,700㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇の西角の道路挟んだ前に農道があり、道なりに200mぐら
い行くと〇〇のくず置き場があり、その左側の農地になります。

〇〇〇〇さんは〇〇在住で、馬鈴薯を生産されています。

現地を確認したところ、2筆ですが1枚になっており、耕運されていまし
た。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 7,907㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は先ほど説明しました、〇〇〇〇さんの隣の農地になります。

現地を確認したところ、耕運されていました。

期間は5年間で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1, 937 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から北へ60m ぐらい行くと、右側に〇〇の駐車場があり、そこを右折して入っていくと、ハウスの手前、道路右下の農地になります。

1 年間は無償で、支払い時期が令和9 年10 月からです。

〇〇〇〇さんは、飼料作物を生産する認定農業者です。

現地を確認したところ、雑草が生えていました。

期間は5年間で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。50 ページになります。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 3, 6 2 1 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、先ほど説明した農地の、道路を挟んだ前の農地です。

現地を確認したところ、こちらも雑草が生えていました。

期間は5年間で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか2筆 計3, 6 7 7. 8 4 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇の道路を挟んだ前に3筆ともあります。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

期間は5年間で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 計5, 148㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。終期に伴う継続契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から、〇〇へ70mぐらい行くと大きな十字路を右折して、150mぐらい行った右手の農地が****番*で、そこから更に200m行くと最初の十字路を右折して、150m行った左手の農地が****番です。

〇〇〇〇は、甘藷、水稻を生産する認定農業者です。

現地を確認したところ、2筆とも水稻が作付けしてありました。

期間は5年間で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか4筆 計6, 777㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を通じて〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での貸借権設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から南へ 6 0 0 m ほど進み、右折して 1 0 0 m 行った右手の農地です。

耕作者は、〇〇〇〇さんです。

こちらは、飼料作物を生産される認定農業者さんです。

現地を確認しましたところ、雑草が多くて土も見えない状況でした。

借賃は 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円、期間は令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 9 月 3 0 日の 5 年間ということです。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5 2 ページになります。

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか 3 筆 計 4, 0 2 4 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

申請地は〇〇です。

〇〇線に〇〇があります。そこを左折し約 5 0 0 m 進むと一軒家が左側にあります。そこを過ぎた左側の道路を 5 0 m ぐらい進み、右側土手に一軒家があ

ります。その下の農道を左に上ると道道両側に畑が広がっていて、4筆は近接してあり全部甘藷が作付けされておりました。

〇〇〇〇さんは、甘藷、大根などを生産される認定農業者です。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 680㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

終期に伴う継続の契約です。

申請地は〇〇です。

〇〇線に〇〇があります。そこから少し〇〇方面に進んだところの斜め左に入るところを約500m進みます。突き当たりY字路を〇〇へ左折します。坂を上った右側に広い畑があります。畑は10筆あり、一番北側にあるのが****番*になります。

甘藷が全部収穫され、起こしばかりにトラクターが置いてありました。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか2筆 計6,993㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの賃貸借の案件です。

面積が6,993㎡、5年間契約で10a当たり〇〇〇〇円の契約です。

現在は雑草が生えていまして、真ん中辺に空っぽのハウスがありました。

場所は、〇〇から南に200mくらい行った、田んぼ地帯の一角です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか2筆 計7,200㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

面積が7,200㎡で、契約が5年間です。令和9年1月1日から令和13

年 1 2 月 3 1 日までです。

賃料が反当〇〇〇〇円。

場所が〇〇の細い路地を入った突き当たりの畑です。そこにまとまってありました。以上です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 7, 1 7 2 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

〇〇〇〇さんから、公社を介しての〇〇〇〇への賃貸借契約です。

場所が、〇〇の〇〇さんのお宅の隣、県道沿いです。

契約が、令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日です。

契約賃料が、1 0 a 当たり〇〇〇〇円ということです。

現在、甘藷が植わっていました。以上です。

[議長]

1 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。5 4 ページになります。

1 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 ほか 3 筆 計 2, 8 4 5 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して〇〇〇〇さんへ、前回契約の終期に伴う継続契約です。

〇〇〇〇さんは、水稻、キャベツ、白菜などを生産される認定農業者です。

場所は、〇〇を〇〇の方に真っすぐ進みまして、〇〇を過ぎて左側に〇〇の遊歩道入口がございます。その手前を右折して 30m ほど進んだ左側に 1 筆、先ほどの通りを真っすぐ行って、右側に苗床用のハウスがあるのですが、その手前を右に曲がってすぐ左側に 1 筆、農地を 1 つ挟んでもう 1 筆、あとは先ほどの通りに戻りまして、〇〇の遊歩道の手前をずっと真っすぐ行って、十字路を右折して次の十字路を左折、ずっと突き当りに行くと、左側に元々民家があったところがあるのですが、もう家は見えなく雑木林のようになっていますが、その裏に 1 筆ございました。

現地を確認したところ、1 か所は稲刈りが終わっておりました。

3 か所は、まだ刈り取り前の稲が植わっておりました。

期間は 5 年で、反当〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

14 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

14 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 ほか 3 筆 計 3, 438 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して、〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

未相続農地で、相続人代表は〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんは、水稻やハウレンソウなどを生産される認定農業者です。

場所は、〇〇を南へ左折しまして、ずっと真っすぐ進んで行くと高速道路の下をくぐる通りがあるのですが、右折して高速をくぐって、すぐ左に曲がって真っすぐ進んでいきますと、左側に民家が出てきます。その手前を左折して道沿いに行きますと、民家の次の次の農地が1筆、そこから3つ農地を挟んで、もう2筆と南側に1筆の4筆です。

現地を確認したところ稲刈りが済んでいる状態でした。

期間は5年で、反当〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1,958㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんの説明は先ほどしましたので、省略させていただきます。

場所は、先ほど説明した場所の隣の農地になります。

期間は5年で、10a当たり〇〇〇〇円です。

現地は、稲刈りが終わっている状態でした。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から 1 5 番まで 1 5 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 1 5 番まで 1 5 件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって 1 番から 1 5 番まで 1 5 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべてを終わりました。

これをもちまして、令和 8 年第 8 回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 1 5 時 0 2 分)